

一般質問

△高橋議員▽
 ①7月に国土交通省が発表した「清流日本一」に初めて渚滑川が選ばれた。日本一を守るために川を汚さない、更にきれいにしていく



問 「清流日本一」の渚滑川をどう生かすのか
答 子どもたちが親しむ機会をもちたい

△長屋町長▽
 ①水質日本一に継続して選ばれるように今まで以上に各産業と連携して、地下水の汚染等を起こさない環境保全の取り組み、森林の有する多様な機能の維持、継続等に取り組む。
 ②今行っている事業のほか、ツリークライミング、ラフティング、カヤック、川下り、凍結した渚滑川体験等を

取り組みを進めていくべきと考えるがどのように取り組んでいくのか。
 ②観光においてもビッグチャンスだと思うがどのように生かしていく予定でいるか。
 せっかくの清流なのにその川で子どもたちが川遊びやキャンプをする場所がない。人を呼び込むためにも何か取り組むことが必要だと考えるが如何か。

△長屋町長▽
 ①産業関係も含めて町民の皆さんに水質を汚さない努力を継続してもらおうお願いを今後とも進めて行く。
 あわせて「日本一」の座を降りることがないよう、紋別市とも連携していきたい。
 ②子どもの頃から危険のない場所で川と親し

△高橋議員▽
 ①重要な観光資源として守っていくためにも住民に対する呼びかけを行うべきでは。
 ②特に来年は非ともこれはやりたいというものは何か。

検討していきたい。又子どもたちを対象としてはキャンプ、釣り等に今後積極的に取り組みたい。
 誘客は観光協会の他関係団体と連携しながら行っていきたい。

む、釣りとか遊びそのような取り組みを毎年やっていきたい。

一般質問

問 条例と異なる任期は
答 条例違反ではないか
 手違いであり、条例違反と
 認識していない

△高橋議員▽
 まちづくり審議会の委員の任命について
 ①広報の募集では、任期は2019年5月1日〜2021年3月31日となっていたのに、なぜ、町民に公募した任期と実際の任期が違ったのか。
 ②ある委員が任期が公募と違うと指摘したところ、その再発行が11

月になった。なぜ、半年も経ってから再発行となったのか。
 又、11月になって全委員の任期が5月1日〜と変更されたのはなぜか。

△齊藤副町長▽
 ①広報に掲載している任期はご指摘のとおり。しかし、各委員の了承をいただき、4月1日からの任期とした委嘱状を5月24日開催の第1回まちづくり審議会で交付した。
 ②一委員からすでに担っていた公職の任期が4月30日までであったので、委嘱の日を調整してほしいとの申し出があり、5月1日に変更した。

再発行が11月になったのは事務処理の不手際で大変申し訳ない。
 11月に入っても他の委員についても広報で周知した任期と異なると

の指摘があり、速やかに広報で掲載した任期どおり委嘱状の再交付を行った。

△高橋議員▽
 ①公募の任期と違っていたのに、勝手に変更し、委員が了承すれば済む問題か。
 公募自体が間違えたのであれば、訂正の上、再公募するのが本来の形ではないか。
 ②まちづくり設置条例第4条に「委員の任期は2年とし、再任は妨げない」とある。
 5月1日から3月末迄では2年ではない。これは条例違反ではないか。条例に基づいていないのであれば辞令自体無効とならないか。

△齊藤副町長▽
 ①前任の委員との間を空けることなく継続して委嘱するために、1カ月遡って発令した。

△高橋議員▽
 条例には2年未満とは書いていない。5月1日に任命したら4月30日迄が2年だ。条例に反していないか。

△齊藤副町長▽
 結果的に2年を切ったが、条例違反であるという認識はない。私たちの手違いがもたらした結果だと思っている。